

精神保健福祉センター一報

令和2年度実績



鳥取県立精神保健福祉センター

目 次

I センターの概要

1 沿 革	1
2 業務の概要	1
3 組 織	2
4 施 設	2

II 令和2年度事業実績

1 技術指導・技術援助	3
2 教育研修	7
3 普及啓発	10
4 調査研究	11
5 精神保健福祉相談	11
6 組織育成	13
7 精神医療審査会事務	15
8 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳 にかかると判定業務	15

III 鳥取県立精神保健福祉センター管理規則 17

IV 鳥取県立精神保健福祉センター業務要領 19

V 調査研究編

I 精神保健福祉センターの概要

1 沿革

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づいて、都道府県における精神保健の向上及び精神障がい者の福祉の増進を図るために設置された精神保健福祉に関する技術的中枢機関であり、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導を行うとともに、保健所及び市町村等の関係機関に対して技術指導・技術援助を行うものである。

平成3年10月1日 鳥取県立精神保健センター開所

平成7年7月1日 鳥取県立精神保健福祉センターに名称変更

平成18年3月31日 デイケア廃止

平成22年3月24日 鳥取県立精神保健福祉センター内に鳥取県自死対策推進センター開設

所在地	〒680-0901 鳥取市江津318-1
電話	0857-21-3031
ファクシミリ	0857-21-3034
E-mail	seishincenter@pref.tottori.lg.jp
ホームページ	http://www.pref.tottori.lg.jp/seishincenter/

2 業務の概要

(1) 企画立案

地域の精神保健福祉活動を進めるために、精神保健福祉主管課や関係機関に対し、精神障がい者の社会復帰の推進について専門的立場から提案、意見等を行う。

(2) 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係機関に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行う。

(3) 教育研修

精神保健福祉関係業務に従事する職員を対象として、その資質の向上を図るため、精神保健福祉に関する専門的な教育・研修を実施する。

(4) 普及啓発

広く県民に対し、精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び助言を行う。

(5) 調査研究

精神保健福祉活動の推進及び時代に即応した精神保健福祉行政の推進を図るため、精神保健福祉に関する調査研究を行う。

(6) 精神保健福祉相談

こころの悩みや精神疾患等に関する相談（複雑又は困難なもの）に対し、面接及び電話による相談指導を行う。

(7) 組織育成

地域精神保健の向上を図るため、組織の育成を図るとともに、精神保健福祉に関する民間団体の自主的な活動が適正かつ効果的に行われるよう指導・援助及び育成を行う。

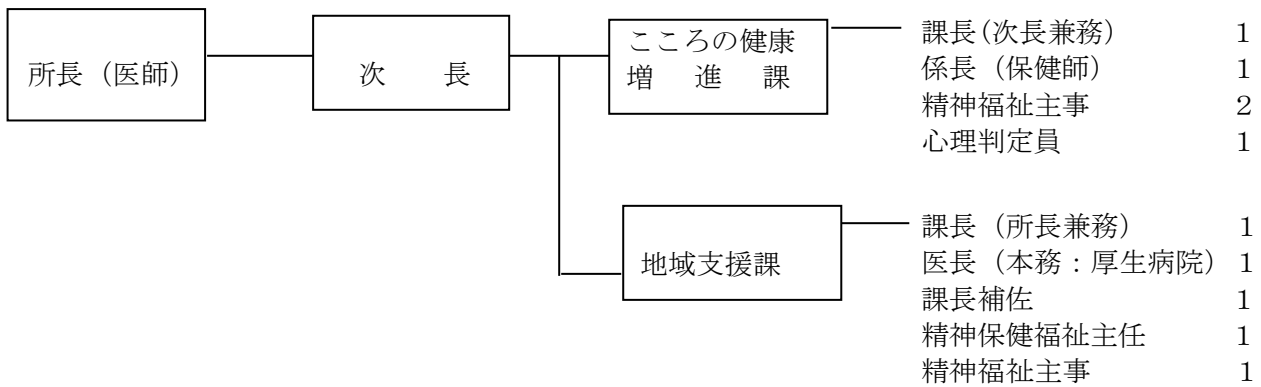
(8) 精神医療審査会事務

精神障がい者の入院の要否、処遇の適否に関する審査を行う精神医療審査会の事務を行う。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳にかかる判定業務

精神障がい者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の申請に関する審査判定を行う。

3 組織

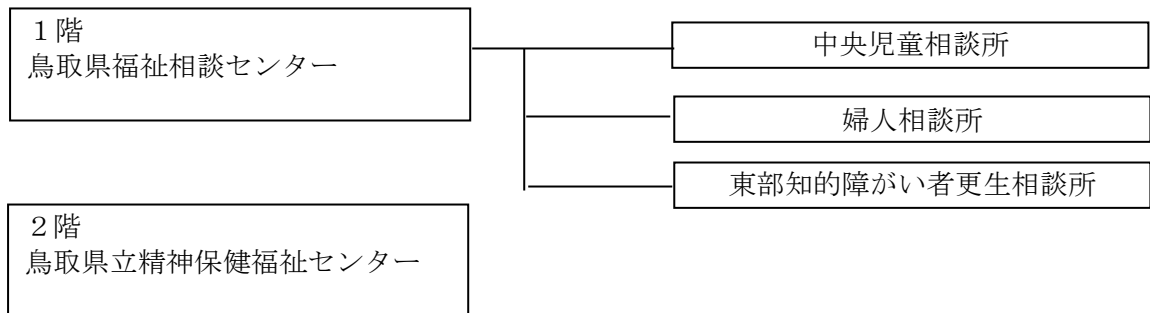


予算・庶務担当：（兼）地域づくり推進部東部地域振興事務所総務・庁舎管理担当

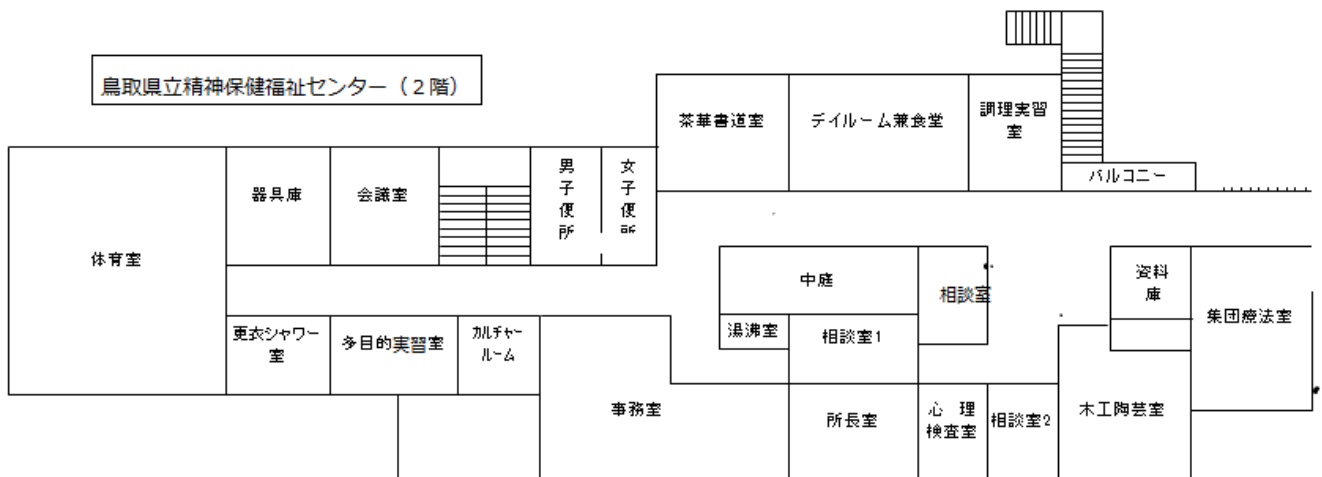
4 施設

(1) 所在地 鳥取市江津318-1

(2) 建築概要 ※鳥取県福祉相談センターと併設
 敷地面積 7,740.59 m² (福祉相談センター及び精神保健福祉センター)
 建築面積 1,359.80 m² (本館及び一時保護棟)
 建築延面積 2,517.56 m² (うち精神保健福祉センター占有面積 972.80 m²)
 車庫棟 112.50 m²
 自転車置場 21.00 m²
 構造 鉄筋コンクリート造2階建



(3) 平面図



II 令和2年度事業実績

1 技術指導・技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係機関等に対し、専門的立場から技術指導及び技術援助を行った。

(1) 関係機関別の状況

(単位：回、人)

関係機関	保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	社会福祉施設	母子生活支援施設	介護老人施設	障害者支援施設	教育
回数	26	18	—	10	—	10	14	6	21
対象者延人員	487	289	—	375	—	184	214	7	182

関係機関	労働	警察	看護協会	看護学校	精神保健団	一般	行政	その他	計
回数	—	1	—	15	2	—	56	5	196
対象者延人員	—	10	—	600	210	—	802	260	3,692

(2) 地域別（保健所管内別）・業務内容別の状況

(単位：回、人)

	鳥取市 保健所管内		倉吉 保健所管内		米子 保健所管内		全 県		県 外		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
相談会等	40	165	6	29	8	44	3	22	1	20	58	280
研修会等	10	202	4	80	—	—	12	436	9	670	35	1,388
会 議	18	382	4	88	7	177	32	207	13	460	74	1,314
そ の 他	20	640	5	35	4	35	—	—	—	—	29	710
計	88	1,389	19	232	19	256	47	655	23	1,150	196	3,692

(3) 業務分類別の状況

(単位：回)

	思春期	ひきこもり	心の健康づくり	社会復帰	自殺対策	その他	計
相談会等	25	1	4	8	1	19	58
研修会等	4	6	1	10	1	13	35
会 議	1	2	-	36	10	25	74
そ の 他	-	8	3	5	1	12	29
計	30	17	8	59	13	69	196

(4) 相談会等の内訳

(単位：回)

	思春期	ひきこもり	心の健康づくり	社会復帰	自死対策	その他	計
ケース検討会	8	1	—	5	—	7	21
ケース相談	17	—	4	1	—	4	26
その他	—	—	—	2	1	8	11
計	25	1	4	8	1	19	58

(5) 研修会等の概要

ア 思春期

年月日	内 容	対象	担当
3.2.3	浜田市教育委員会等主催／子ども・若者の育成支援に係る支援者研修会／講演「困難を抱える若者への支援」	教職員ほか	原田
3.2.16	農業大学校職員研修会／講義「学生への心のケア」	職員	原田
3.3.12	鳥取看護大学研修会／講義「発達障害等についての理解」	教員	原田

イ 心の健康づくり

年月日	内 容	対象	担当
2.11.16	県新任課長補佐研修（人材開発センター主催）／講演「職場のメンタルヘルス」	県職員	原田

ウ 社会復帰

年月日	内 容	対象	担当
2.6.8	警察機関との精神保健情報交換会（主催：鳥取市保健所）／講義「精神障害者の理解と対応について」	関係機関職員	原田
2.9.10	発達障がい者専門支援員養成研修／講義「発達障がいの診断と特性」	関係機関職員	原田
2.9.30	あいサポートメッセンジャー養成研修	あいサポーター	元木
3.1.14	発達障がい者専門支援員養成研修／講義「ひきこもり、不登校」	関係機関職員	原田
3.2.26 他	生活支援スキルアップ研修会	関係機関職員	植田

エ 自死対策

年月日	内 容	対象	担当
3.2.21	日本精神神経科診療所協会第10回自殺対策講演会／講義「世代別にみた自殺対策」	関係機関職員	原田

オ ひきこもり、その他

年月日	内 容	対象	担当
2.6.8	鳥取いのちの電話「電話相談員養成講座」	受講生	原田
2.8.31	鳥取県警察学校講義／講義「被害者カウンセリングについて」	警察官	原田
2.9.28	若桜町社会福祉協議会職員研修／講義「統合失調症・気分障害等の疾病の理解」「発達障害の理解」	関係機関職員	原田
2.10.14	高松市衛生管理研修／講義「発達障害に関する講演」	職員	原田
2.11.27	鳥取県厚生事業団／グループホーム世話人研修会	関係機関職員	植田
2.12.11	愛媛県心と体の健康センター／講演「ひきこもり状態にあるものや家族への支援」	保健師他	原田

2.12.14	鳥取県産業看護研究会／講義「新人の健康相談で気をつけること」	保健師他	原田
2.12.15	高齢者への支援技術	介護支援専門員	植田
3.1.15	静岡市こころの健康センター／講演「8050問題において介入困難な家屋の抱える背景とその対応を理解する」	関係機関職員	原田
3.2.8	広島県総合精神保健福祉センターひきこもり支援者研修会／講義「地域におけるひきこもり支援」	関係機関職員	原田
3.2.12	東部圏域ひきこもり対策事業担当者連絡会／講義「ひきこもり相談への対応」	関係機関職員	原田
3.2.26	久里浜医療センター／ゲーム依存症相談対応指導者養成研修／講演「精神保健福祉センターにおけるゲーム依存に関する相談と対応」	関係機関職員	原田
3.3.8	三重県こころの健康センターひきこもり支援者スキルアップ研修会／講義「ひきこもりに関する理解と支援」	関係機関職員	原田
3.3.15	智頭町内介護支援専門員研修会／講義「精神症状のある高齢者の対応」	関係機関職員	原田

カ 看護学校

年月日	内 容	対象	区分	担当
2.5.13	看護学校講義「災害における精神保健福祉援助」	生徒	災害	原田
2.5.20	看護学校講義「地域移行支援①」	生徒	社会復帰	元木
2.5.27	看護学校講義「職場のメンタルヘルス」	生徒	心の健康づくり	原田
2.6.3	看護学校講義「カウンセリング」	生徒	心の健康づくり	浜田
2.6.10	看護学校講義「地域移行支援②」	生徒	社会復帰	元木
2.6.17	看護学校講義「自死対策」	生徒	心の健康づくり	永美
2.6.24	看護学校講義「精神保健福祉の現状」	生徒	その他	原田
2.7.1	看護学校講義「思春期と発達障がい」	生徒	心の健康づくり	浜田
2.7.8	看護学校講義「老年期、認知症その他」	生徒	老年期	原田
2.7.15	看護学校講義「児童虐待」	生徒	その他	山下
2.9.2	看護学校講義「ひきこもり」	生徒	その他	山下
2.9.9	看護学校講義「犯罪被害、PTSD」	生徒	犯罪	原田
2.9.16	看護学校講義「アルコール依存症」	生徒	アルコール	永美
2.9.23	看護学校講義「ケアマネジメント」	生徒	社会復帰	田村
2.9.30	看護学校講義「ギャンブル・薬物」	生徒	ギャンブル	官能

(6) 会議等の内訳

ア 思春期、ひきこもり、心の健康づくり

年月日	内 容	担当
2.6.12 他	中部圏域ひきこもり支援機関連絡会（計2回）	永美
2.11.17	西部圏域ひきこもり対策事業担当者連絡会	原田
3.3.18	鳥取市要保護児童対策地域協議会 児童虐待防止に係る研修会	田村

イ 社会復帰

年月日	内 容	担当
2.4.14 他	通院公費負担医療・精神障害者保健福祉手帳審査部会（計24回）	原田
2.6.18 他	県西部圏域精神科救急医療体制整備事業連絡調整会議（計2回）	原田
2.8.25 他	東部圏域精神障がい者地域移行連絡会（計3回）	元木
2.10.14 他	鳥取市精神障がい者ピアサポーター養成講座（計2回）	元木
2.10.20	精神保健福祉担当者会	元木
2.12.13	鳥取権利擁護センター、成年後見ネットワーク鳥取定例会	植田
3.1.18	西部圏域精神障がい者地域移行推進会議	元木
3.2.1	鳥取医療センター医療観察法病棟「外部評価会議」	原田
3.2.1	鳥取医療センター医療観察法病棟「地域連絡会」	元木
3.2.9	東部圏域精神障がい者地域移行推進会議	元木

ウ 自死対策

年月日	内 容	担当
2.8.31 他	自死対策事業相談窓口担当者連絡会（計2回）	永美
2.8.31 他	自死対策事業市町村担当者連絡会（計2回）	永美
2.9.24	自死対策担当者連絡調整会義	永美
2.10.5 他	日南町こころの健康づくり事業（自死対策）に係わる連絡会（計2回）	永美
2.10.28	ほっと安心日南町こころの健康づくりネットワーク会議	永美
3.3.9	かかりつけ医と精神科医との連携会議	永美

エ その他

年月日	内 容	担当
2.5.24 他	全国精神保健福祉センター長会常任理事会（計3回）	原田
2.6.4 他	県教育委員会職員健康管理審査会（神経／精神障害部門）（計3回）	原田
2.7.3	全国精神保健福祉センター長会総会	原田
2.7.3	全国精神保健福祉センター長会理事会（計3回）	原田
2.7.4	江津地区施設長連絡会（計3回）	原田
2.7.8 他	ゲーム依存マニュアル作成検討会（計3回）	原田
2.10.2	鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議	官能
2.10.19	全国精神保健福祉センター長会	原田
2.12.18	鳥取県アルコール健康障害・依存症対策会議（計2回）	官能
2.12.24	鳥取公共職業安定所障害者雇用連絡会議	田村
3.2.24	全国精神医療審査会連絡協議会	田村
3.2.26	厚生労働省ゲーム障害班研究事業	原田

2 教育研修

(1) 教育研修の実施状況

(単位：人)

研修会・講習会等の名称	開催年月日	内容・講師	対象	場所	参加人員								
					保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	介護老人施設	障害者支援施設	社会福祉施設	その他	計
精神保健福祉センター所内研修会	令和2年4月17日(金)他計5回	①相談の受け方、事例への関わり方 ②精神疾患・精神障害(統合失調症・気分障害等) ③発達障がい ④ひきこもり ⑤ゲーム障害・ギャンブル依存	市町村、保健所、県庁担当課、人権相談員等	精神保健センター	48	4	-	-	-	3	-	34	89
就労支援事業所等支援者研修会	令和2年7月21日(火)	■講義『統合失調症・気分障害等の疾病の理解』 講師 精神保健福祉センター 所長 原田 豊	就労関係の事業所の職員	西部事務所	-	-	-	-	-	23	-	6	29
就労支援事業所等支援者研修会	令和2年8月18日(火)	■講義『発達障がいの理解～障がい特性とその対応』 講師 精神保健福祉センター 所長 原田 豊	就労関係の事業所の職員	西部事務所	-	-	-	-	-	14	-	3	17
精神障がい者地域移行・地域定着支援関係者オンライン研修①	令和3年2月20日(土)	■講義障害特性の理解及び具体的支援の仕方①～⑤(精神保健福祉センター 原田所長) ■報告「依存症の相談支援と拠点・病院の取り組み」(渡辺病院 林看護師)	関係機関(相談支援事業所、医療機関、保健所等)	オンライン	1	-	-	14	-	22	-	-	37
精神障がい者地域移行・地域定着支援関係者オンライン研修②	令和3年2月27日(土)	■行政報告(県障がい福祉課) ■講義「地域移行・地域定着支援の大切な視点と地域に期待すること」(西迫病院・高田室長、養和病院・三島PSW) ■実践報告(鳥取市保健所・村山保健師、地域生活支援センターみんなの家 檜山専門員) ■動画視聴(鳥取市保健所) ■事例報告(養和病院・三島PSW、相談支援センターサマーハウス 中村相談支援専門員)	相談支援事業所、医療機関、保健所等	オンライン	6	-	-	7	-	20	-	-	34
思春期～成人期の発達障がいに関する研修会	計4回	①小学生～高校生 ②就労支援、生活支援 ③育児支援、発達障がいのある親への支援 ④他の疾患との鑑別・併存	保健所、市町村、福祉関係機関、精神科医療機関	福祉相談センター	24	10	-	-	-	2	11	3	50

研修会・講習会等の名称	開催年月日	内容・講師	対象	場所	参加人員								
					保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	介護老人施設	障害者支援施設	社会福祉施設	その他	計
令和2年度第1回東部地区アディクション関係者ネットワーク研究会	令和2年6月19日(金)	<p>■報告「当研究会の経過と目的について」 報告者：精神保健福祉センター精神福祉主事 官能愛</p> <p>■報告「支援拠点機関の活動と依存症相談の実態」 報告者：社会医療法人明和会 医療福祉センター渡辺病院 相談支援コーディネーター 林敏昭氏</p> <p>■情報交換会 各機関よりアディクション関連の取組状況等の紹介</p>	東部地区の医療・保健・福祉、職域、教育、司法、警察、救急、消防、民間支援団体等アディクション問題の関係機関	精神保健福祉センター	3	—	2	8	—	2	2	15	32
令和2年度第2回東部地区アディクション関係者ネットワーク研究会	令和2年9月18日(金)	<p>■報告「アルコール健康障害対策基本計画について」 報告者：精神保健福祉センター精神福祉主事 官能愛</p> <p>■取組報告「鳥取県アルコール健康障害支援拠点機関の取組と地域連携」 報告者：社会医療法人明和会医療福祉センター渡辺病院副院長 山下陽三氏</p> <p>■取組報告「アルコール早期介入事業について」 報告者：精神保健福祉センター係長 永美知沙</p> <p>■取組報告「AUDITパンフレットの概要と取組について」 報告者：鳥取市保健所保健医療課保健師 村山紘香氏</p>	同上	同上	1	—	2	7	—	2	2	14	28
令和2年度第3回東部地区アディクション関係者ネットワーク研究会	令和2年12月18日(金)	<p>■報告「鳥取県再犯防止推進計画について」 報告者：福祉保健課係長 眞野将徳氏</p> <p>■報告「鳥取保護観察所における薬物使用者に対する支援について」 報告者：鳥取保護観察所統括保護観察官 飯塚華朋氏</p> <p>■報告「中途退所者の回復支援について」 報告者：特定非営利活動法人鳥取ダルク理事長 千坂雅浩氏</p>	同上	同上	2	3	2	4	—	—	2	11	34

研修会・講習会等の名称	開催年月日	内容・講師	対象	場所	参加人員								
					保健所	市町村	福祉事務所	医療施設	介護老人施設	障害者支援施設	社会福祉施設	その他	計
令和2年度第4回東部地区アディクション関係者ネットワーク研究会	令和3年3月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ■報告「鳥取県のギャンブル等依存症対策について」 報告者：障がい福祉課主事 西村あかね氏 ■報告「多重債務相談とその対応」 報告者：中部消費生活センター消費生活相談員 前田薫子氏 ■報告「ギャンブル依存症体験談」 報告者：GA 鳥取グループ GSR ロック氏 	東部地区の医療・保健・福祉、職域、教育、司法、警察、救急、消防、民間支援団体等アディクション問題の関係機関	精神保健福祉センター	-	2	-	3	-	-	2	13	20
令和2年度SAT-G実務者向け研修会	令和2年10月7日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ■講義及び動画視聴「ギャンブル障害の基礎知識」「SAT-Gの基礎知識」「SAT-Gの使い方」 講師：島根県立心と体の相談センター主任精神保健福祉士 佐藤寛志氏 	保健所、市町村、関係医療機関のうち、今後SAT-Gの実施を予定、又は検討している機関	米子コンベンションセンター	6	5	-	2	-	-	-	2	15
自死対策担当者研修会	※新型コロナウイルス感染症の影響により、書面開催で対応。R2.12月に配布。	<ul style="list-style-type: none"> ■配布資料 ①自死者の推移について(市町村別・男女別・年代別)平成17年～令和元年(警察統計) ②令和2年鳥取県自死者の特徴(令和2年自死者と過去5年間の比較(警察統計 暫定版より)) ③自死予防について(近年の傾向等)・自死予防ゲートキーパー研修 	市町村及び保健所保健師等	-	4	17	-	-	-	-	-	7	28

3 普及啓発

広く県民に対し、精神保健福祉の知識、精神障がいについての正しい知識等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び助言を行った。

(1) 実施状況

区 分	延回数 (回)	対象者延人数 (人)
講演会等	31	1,019
出版物作成	0	—
教育教材 (ビデオ・パネル)、図書の出借	8	8
計	39	1,027

(2) 講演会等

ア 発達障害に関する勉強会<親の会> (精神保健福祉センター主催)

開催回数 10回 参加延人数 27人

イ SAT-G 集団プログラム (精神保健福祉センター主催)

開催回数 1回 参加延人数 2人

ウ 講演会への講師等の派遣

年月日	内 容	参加人数	担当
2.6.3	新人社員向けメンタルヘルス研修会 (鳥取市保健所主催) / 講義「新人社員が心元気に働き続けるために」	60	原田
2.6.22 2.11.30	鳥取青少年ピアサポート「家族サロンゆくり」家族会 / 講演「ひきこもり支援に必要な知識」計2回	30	原田
2.6.25 2.7.30	米子市精神保健福祉ボランティア講座 / 講演「精神障がいについて～病気の理解と障がい者の現状と課題」「発達障害とひきこもりの基礎知識」計2回	40	原田
2.7.29	鳥取医療センター・職場のメンタルヘルスケアに関する講演会 / 講演「職場のメンタルヘルスケア」	40	原田
2.8.28	福山市精神保健福祉講演会 / 講演「ひきこもりの理解と支援～より良い支援につなげるために～」	40	原田
2.9.2	鳥取短期大学メンタルヘルス講座 / 講義「職場のメンタルヘルス」	30	原田
2.10.2	石川県こころの健康センターひきこもり研修会 / 講義「ひきこもりの正しい理解」「ひきこもり支援の実践から」	50	原田
2.10.9	兵庫県ひきこもり総合支援センター研修 / 講義「8050 問題の現状の理解と支援」	80	原田
2.10.12	富山県ひきこもりサポーター養成研修 / 講義「多様化するひきこもりの理解と支援」	60	原田
2.10.15	包括的支援体制整備に係るトップセミナー / 講義「ひきこもりに係る県内の取組状況」	120	原田
2.10.21	人権相談対応研修会 / 講義「精神的困難を抱えた方の人権相談の対応」	80	原田
2.10.26	静岡県ひきこもりサポーター養成研修 / 講義「ひきこもりに関する基礎知識」	60	原田
2.11.4	福島県精神障害者アウトリーチ推進事業研修会 / 講義「ひきこもりの理解と支援」	60	原田
2.11.5	愛知県精神保健福祉協会こころの健康を考える講演会 / 講義「長期・高齢化するひきこもり」	80	原田
2.11.6	愛知県ひきこもり対応研修 / 講義「ひきこもり支援に関する理解と対応」	70	原田
2.12.18	和歌山県ひきこもり一般啓発向け講演会 / 講演「多様化するひきこもりの理解と支援」	50	原田
3.2.15	博愛病院虐待研修 / 講義「8050 問題と高齢者虐待」	20	原田

4 調査研究

鳥取県における精神保健福祉活動の充実及び時代に即応した精神保健福祉行政の推進を図るため、精神保健福祉に関する調査研究を行った。

○第56回全国精神保健福祉センター研究協議会（紙面発表）

保健所が実施する「企業向け自殺予防メンタルヘルス出前講座」の実践と効果
～講演後のアンケート調査から～

アルコール健康障害への早期介入の可能性について

～県内事業所における実態調査と定期健診データとの関連付けから～

○令和2年度福祉研究発表会（R3.2.7 オンライン開催）誌上発表

アルコール健康障害への早期介入の可能性について

～県内事業所における実態調査と定期健診データとの関連付けから～

○こころの科学 212 : 35-39. 2020.7

地域精神保健の現場からみたひきこもりの現状と課題～8050問題の本質を考える 原田

5 精神保健福祉相談

(1) 精神保健福祉相談件数

(単位：件)

		実件数			延件数
		新規相談	※ 継続相談	計	
面接相談	所内	201	308	509	3,141
	所外	25	5	30	46
電話相談		680	160	840	3,145
計		906	473	1,379	6,332

※継続相談：前年度からの継続相談（前回相談が前年度以前の相談は新規相談に計上している。）

(2) 地域別（保健所管内別）相談延件数

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	2,769	271	14	72	15	3,141
	所外	33	3	10	—	—	46
電話相談		2,278	208	205	66	388	3,145
計		5,080	482	229	138	403	6,332

(3) 相談分類別延件数

		小児期	思春期	一般	アルコール (再掲)	ひきこもり (再掲)	計
面接相談	所内	35	545	2,561	14	720	3,141
	所外	0	19	27	—	3	46
電話相談		8	158	2,979	24	271	3,145
計		43	722	5,567	38	994	6,332

(4) 相談者別延件数

本人	家族	本人・ 家族	関係機関	本人・ 関係機関	家族・ 関係機関	本人・家族 ・関係機関	その他	計
3,546	1,835	684	182	19	6	19	41	6,332

(5) 面接相談（所内・新規相談）の状況

ア 年齢・性別

	～12才	13～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70才～	不詳	計
男	2	18	36	26	17	4	2	—	7	112
女	6	16	26	21	9	7	2	2	—	89
計	8	34	62	47	26	11	4	2	7	201

イ 対応結果

助言指導	継続指導	他機関紹介	来所予約	その他	計
76	101	4	2	18	201

(6) 電話相談（新規）の状況

ア 年齢・性別

	～12才	13～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70才～	不詳	計
男	3	30	55	44	24	11	12	4	114	297
女	8	32	46	36	22	17	10	10	166	347
不明	—	2	5	1	2	—	—	1	25	36
計	11	64	106	81	48	28	22	15	305	680

イ 対応結果

助言指導	継続指導	来所勧奨	来所予約	他機関紹介	その他	計
406	21	13	150	1	89	680

(7) 特定相談（保健所管内別延件数）

ア 小児・思春期

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	539	31	—	8	2	580
	所外	19	—	—	—	—	19
電話相談		137	13	3	—	13	166
計		695	44	3	8	15	765

イ アルコール

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	14	—	—	—	—	14
	所外	—	—	—	—	—	—
電話相談		21	—	—	1	2	24
計		35	—	—	1	2	38

ウ ひきこもり

		鳥取	倉吉	米子	県外	不明	計
面接相談	所内	604	86	5	25	—	720
	所外	3	—	—	—	—	3
電話相談		168	13	1	4	85	271
計		775	99	6	29	85	994

(8) 相談延件数の年次推移

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
面接相談	3,799	4,311	4,013	4,252	4,090	3,813	3,465	3,450	3,187
電話相談	2,270	2,707	2,782	2,739	2,783	1,952	2,113	2,690	3,145
計	6,069	7,018	6,795	6,991	6,873	5,765	5,578	6,140	6,332

6 組織育成

地域精神保健の向上を図るため、保健所のその他関係諸機関を単位としてつくられた協力組織の育成を図るとともに、精神保健に関する民間団体の自主的な活動が適正かつ効果的に行われるよう指導・援助及び育成を行った。

(1) 実施状況

名 称	対 象	対象者延 人数
家族会	地域家族会、県精神障がい者家族会連合会	176
精神保健福祉協会	心の健康フォーラム(誌上座談会)	1,859
てんかん協会	てんかん自助グループ等	37
鳥取いのちの電話	鳥取いのちの電話相談員	289
ひきこもり支援団体	NPO鳥取青少年ピアサポート連絡会	105
発達障がい児・学習障がいの親の会	親の会「らっきょうの花」「ラビットの集い」等	101

精神障がい者当事者自助グループ	精神障がい者自助グループ	36
自死遺族自助グループ	自死遺族の会	14
精神障がい者支援団体	ベストフレンド他	37
計		2,654

(2) 鳥取県精神保健福祉協会事務

鳥取県精神保健福祉協会は、鳥取県における精神保健及び精神障がい者の福祉に関する知識の普及啓発に努め、精神的健康の保持増進を図ることを目的としている。事務局が精神保健福祉センターにあり、次のような事務を行った。

ア 会議の開催等

年月日	内 容	場 所	参加人数
R2.4 月	鳥取県精神保健福祉協会理事会 鳥取県精神保健福祉協会総会	書面開催	—
R2.7.9	精神保健福祉事業功労者協会長表彰審査会	精神保健福祉セン ター	7
R2.9 月	鳥取県総合福祉大会への参加 (精神保健福祉事業功労者協会長表彰 表彰式 団体：1 団体 個人：9 名)	書面開催	—

イ 普及啓発事業

年月日	内 容	場 所	参加人数
R2.12.9	第 29 回心の健康フォーラム 「精神障がい者の支援について いまとこれから」 ○講義 「精神科医療保健福祉の変遷と現状」 講師 鳥取大学医学部脳神経医科学講座 精神行動分野 教授 兼子幸一氏 ○家族の思い 鳥取県精神障害者家族会連合会 濱崎 智照氏 ○報告 「東部圏域の精神障がい者支援の状況」 (医療機関)看護師の立場 日本精神科看護協会鳥取県支部 濱本 由美子氏 (医療機関)精神保健福祉士の立場 鳥取県精神保健福祉士会 中谷 聡志氏 (地域) 保健所保健師の立場 鳥取市保健所心の健康支援室 雁長 悦子氏 (地域) 相談支援事業所の立場 地域生活支援センターみんなの家 檜山 常雄氏 ○講師、家族並びに報告者による座談会 テーマ「精神障がい者の支援について いまとこれから」	協会広報誌・精 神保健福祉セン ターHP に記事 掲載	(1,859)

- ・協会広報誌「こころのけんこう」第 48 号の発行
- ・クリアファイル、啓発用小冊子「ストレスケアガイドブック」「依存症は誰もがかかる可能性があります」の配布

ウ 精神障がい者スポーツ活動支援事業

スポーツを通じて精神障がい者の社会参加及び交流を促進するため、以下の団体に対し、活動費用(1 団体につき 3 万円)を助成した。

対象団体：鳥取県精神障がい者バレーボール協会・鳥取県ソーシャルフットボール協会

7 精神医療審査会事務

精神医療審査会は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、精神病院に入院中の患者の入院継続の要否及び処遇の適否に関して、公正かつ専門的な見地から審査を行い、もって精神障がい者の人権に配慮しつつ適正な医療及び保護を行うために設置されている。平成14年4月から、精神医療審査会に関する事務が精神保健福祉センターに移管された。鳥取県精神医療審査会の委員は14名で、2つの合議体からなり、毎月1回開催している。

(1) 書類審査

ア 医療保護入院者の入院届（法第33条第4項）	審査件数	1,184 件
イ 医療保護入院者の定期病状報告書（法第38条の2第1項）	審査件数	583 件
ウ 措置入院者の定期病状報告書（法第38条の2第1項）	審査件数	7 件

(2) 退院請求及び処遇改善請求（法第38条の4）に係る審査

ア 審査件数	退院請求	10 件
	処遇改善請求	0 件

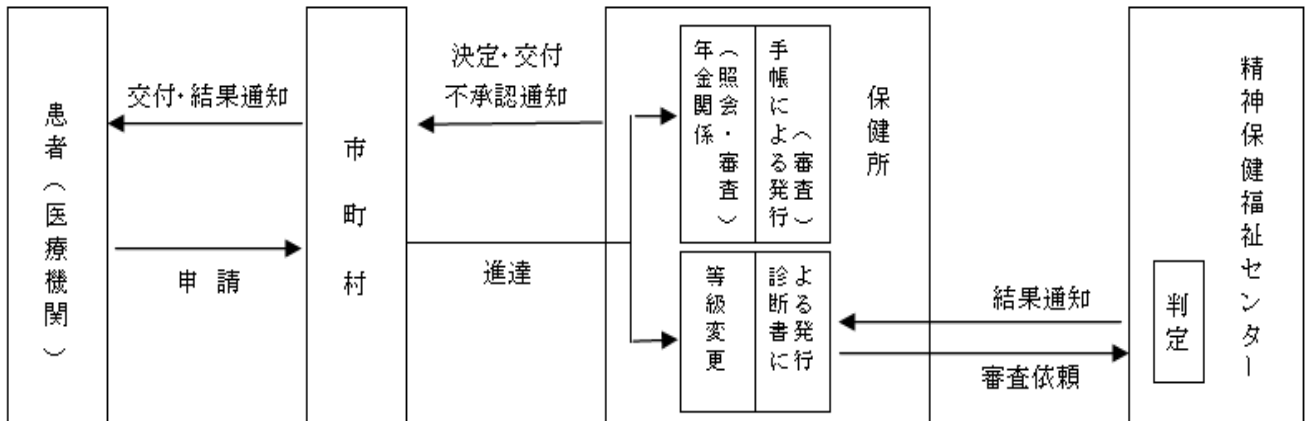
イ 退院請求等に係る事務の流れ

8 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳にかかる判定業務

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（第45条）及び障害者総合支援法（第52条）に基づき、平成14年4月から自立支援医療（精神通院医療）の支給認定の可否の判定、精神障害者保健福祉手帳の交付の可否及び等級の判定を、精神保健福祉センター所長が招集する判定会の会議にて行っている。

判定委員は精神保健指定医で構成し、委員4名のうち半数以上が出席して、毎月2回判定会を開催している。

(1) 業務の流れ



(2) 判定件数

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
自立支援医療 (精神通院医療)	564	375	391	371	215	305	273	218	250	159	432	785	4,338
精神障害者 保健福祉手帳	200	155	140	153	117	171	169	104	151	102	175	185	1,822

Ⅲ 鳥取県立精神保健福祉センター管理規則 (鳥取県規則第49号)

(目的)

第1条 この規則は、鳥取県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成3年5月鳥取県条例第14号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、鳥取県立精神保健福祉センター(以下「精神保健福祉センター」という。)の管理に関し必要な事項について定めることを目的とする。

(開所時間)

第2条 精神保健福祉センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

(休所日)

第3条 精神保健福祉センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(行為の制限等)

第4条 精神保健福祉センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 精神保健福祉センターの施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) その他知事が定める行為

2 知事は、前項の規定に違反するおそれのある者に対しては、精神保健福祉センターへの入所を拒むことができる。

(指示)

第5条 知事は、精神保健福祉センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、精神保健福祉センターを利用する者に対し、必要な指示をすることができる。

(退去の命令)

第6条 知事は、精神保健福祉センターを利用する者がこの規則の規定に違反したときは、精神保健福祉センターからの退去を命ずることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、精神保健福祉センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年10月1日から施行する。

附 則(平成4年規則第50号)

この規則は、平成4年8月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第52号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の鳥取県立精神保健センター管理規則の規定によりなされた申請は、この規則による改正後の鳥取県立精神保健福祉センター管理規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 8 年規則第 72 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年規則第 91 号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則により改正される規則(以下)「個別規則」という。)に規定する書類のうち、この規則の施行の際現に存在する書類で、改正前の個別規則の定めるところにより作成されているものは、改正後の個別規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で改正後の個別規則に定める書類として使用することができる。

附 則 (平成 30 年規則第 32 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

Ⅳ 鳥取県立精神保健福祉センター業務要領

(目的)

第1条 この要領は、精神保健福祉センター運営要領（平成8年厚生省保健医療局長通知）に定めるもののほか、鳥取県立精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）における精神保健業務を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項について定めることを目的とする。

(基本業務)

第2条 精神保健福祉センターは、県民の精神的健康の保持増進を図ることを目的として、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 精神保健福祉に関する企画立案
- (2) 保健所及び関係諸機関に対する技術指導及び技術援助
- (3) 精神保健福祉業務従事者の教育研修
- (4) 精神保健福祉に関する知識の普及啓発
- (5) 精神保健福祉に関する調査研究
- (6) 精神保健福祉に関する相談（複雑または困難なもの。）
- (7) 精神保健福祉に関する組織育成
- (8) 精神医療審査会に関する事務
- (9) 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務
- (10) その他精神保健福祉の向上に関し必要な業務

(業務の実施内容)

第3条 前条各号に掲げる業務は、次のとおり行うものとする。

- (1) 企画立案
地域精神保健福祉を推進するため、鳥取県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。
- (2) 技術指導及び技術援助
地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。
- (3) 教育研修
鳥取県内の精神保健福祉関係業務に従事する職員等を対象に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。
- (4) 普及啓発
一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対し専門的立場から協力、指導及び援助を行う。
- (5) 調査研究
地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等について調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、鳥取県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。
- (6) 精神保健福祉相談
精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導（複雑又は困難なもの。）を行う。
- (7) 組織育成
地域精神保健福祉の向上を図るため、家族会、患者会、社会復帰事業団体など県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。
- (8) 精神医療審査会
精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行う。
- (9) 精神障害者通院医療費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳等の判定
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定による精神障害者通院医療費公費負担及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務を行う。

(実施細目)

第4条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施について必要な事項は、所長が定める。

附 則

この業務要領は、平成3年10月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成7年7月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この業務要領は、平成30年4月1日から施行する。

V 調査研究編

鳥取県における措置入院制度の運用状況 ～令和元年度の実績から～

鳥取県立精神保健福祉センター

○田村有希 原田豊 元木順子 松下詩乃

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課

山本 竜志 中野 真幸子

I はじめに

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条に基づく措置入院は、主として同法第22条から第26条の規定による申請、通報又は届出（以下、通報等）が知事（保健所）にあった場合、保健所が調査を行い、必要があると認めたとときに精神保健指定医2人以上の診察を行い、2人ともが精神障害のために自傷他害の恐れがあると認めたとときに決定される、都道府県知事による強制的な入院である。従ってその運用は厳重になされる必要がある。今回、鳥取県における措置入院の運用状況について、令和元年度に保健所に通報のあった事例をもとに、調査の状況、診察結果及びその後の経過等について報告する。

II 方法

令和元年度に、県内の保健所に通報等のあった44例（他1例は診察（対応）次年度繰越）について、通報内容、診察要否のための調査状況、精神保健指定医による診察（以下、指定医診察）の結果及びその後の経過について、平成25年度から平成30年度までのデータ（過去の公衆衛生学会発表原稿参考）と比較しながら分析を行った。

III 結果及び考察

1 通報等件数（表1）

令和元年度に保健所に通報等のあったものは44例で、過去5年間と比較すると減少しており、前年度と比較すると、約30件減少している。令和元年度の通報の内訳は、26条（矯正施設長通報）によるものが16例（他1例は診察（対応）次年度繰越）、次いで23条（警察官通報）が15例、22条（一般申請）が8例、24条（検察官通報）が5例であり、22条は過去3年間減少傾向にあるが、26条については総数の36.3%を占め最も多い。23条については、30年度の28%と比較すると、令和元年度は34%と増加しているが、全国と比較すると当県は23条の占める割合は低い状況が継続している。

通報等により指定医診察を行った24例中、措置入院該当となったものは14例で、指定医診察による措置該当率は58.3%と、通報件数は減少しているが措置該当率は30年度と大きな変化はなかった。

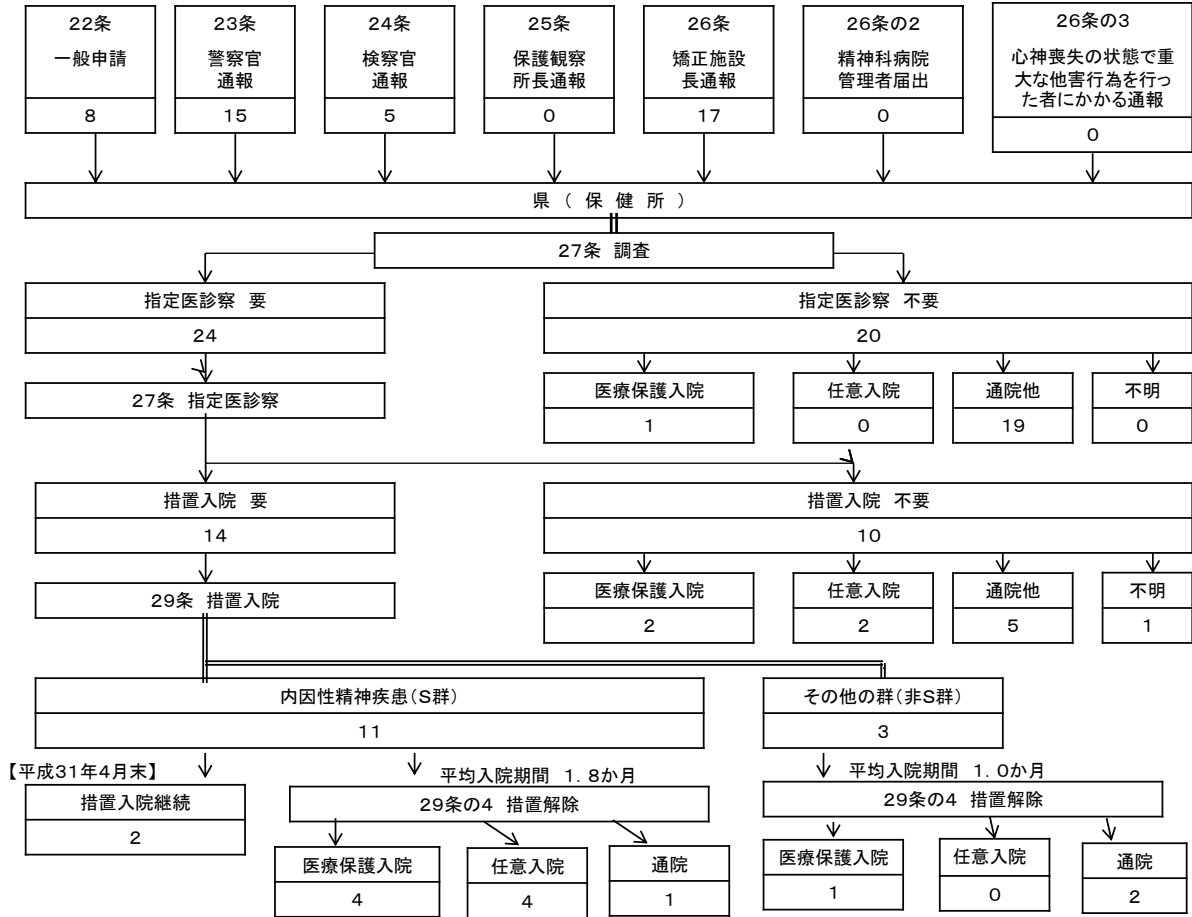
表1 通報等、調査及び指定医診察結果の状況 件（%）

	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	全国(30年度)
通報件数	66	53	73	75	44	25290
22条（一般申請）	20(30.3)	14(26.4)	23(31.5)	16(21.3)	8 (18.1)	274(1.0)
23条（警察官通報）	18(27.3)	11(20.7)	22(30.1)	21(28.0)	15 (34.0)	17489(69.1)
24条（検察官通報）	6(9.1)	1(1.9)	5(6.8)	8(10.6)	5 (11.3)	2206(8.7)
25条（保護観察所長通報）	0	0	0	0	0	24(0.0)
26条（矯正施設長通報）	22(33.3)	26(49.1)	23(31.5)	30(40.0)	16 (36.3)	5265(20.8)
26条の2（精神科病院管理者届出）	0	1(1.9)	0	0	0	32(0.1)
26条の3（心身喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に係る通報）	0	0	0	0	0	0(0.0)
調査により指定医診察不要	33	27	37	45	20	14865
指定医診察により措置入院該当(A)	15	11	16	18	14	7108
指定医診察により措置入院非該当(B)	18	15	20	12	10	2826
指定医診察による措置該当率(A/A+B)	45.5%	42.3%	44.4%	60.0%	58.3%	71.5%

2 調査結果（図1）

保健所の調査により「指定医診察必要」と判断されたものは20例で、診察不要の理由は、自傷他害の行為が調査時点で確認されなかったというものであった。20例のうち、16例は26条によるもので、そのほとんどが矯正施設入所中に治療中のものや症状が安定し経過観察中のものだった。また、その殆どが、出所後に更生施設入所や保護観察所、家族等による支援や通院の予定となっているなど、継続支援が行われることになっている。「診察不要」と判断された残り4例は、22条が1例、23条が2例、24条が1例で、これらについても、通報後も、家族等による支援や精神科への通院や入院に繋がっている。

図1 通報等件数とその後の経過（令和元年度）



3 指定医診察結果

指定医診察が行われた24例のうち、精神障害のために自傷他害の恐れがあると認め措置入院に至っているものは14例であり、措置入院非該当となったものは10例であった。診断については、措置入院該当となった14例のうち、11例が一次診察、二次診察のいずれかにおいて内因性精神疾患である統合失調症等（ICD-コード：F2、疑い含む）もしくは躁うつ病等（F3）の診断がなされているもの（以下、S群）であり、残り3例については、非S群（適応障害、解離性障害等）だった。平成25年以降、措置入院該当総数で、S群の占める割合は、非S群より多い。

措置入院非該当となった10例では、S群3例、非S群7例と、非S群が多い。近年の非S群には、適応障害や急性興奮状態など環境要因に対する不適応から問題行動に至る場合が多く、症状の背景には発達障がいと思われる事例や、もしくはすでに自閉スペクトラム症と診断を受けている事例が多い。

表2 指定医診察結果

	25年度 (n=36)	26年度 (n=38)	27年度 (n=33)	28年度 (n=26)	29年度 (n=36)	30年度 (n=30)	R1年度 (n=24)
措置入院該当 S群	16 (44.4)	17 (44.7)	15 (45.5)	7 (26.9)	16 (44.4)	12 (40.0)	11 (45.8)
措置入院該当 非S群	8 (22.2)	3 (7.9)	0 (0)	4 (15.4)	0 (0)	6 (20.0)	3 (12.5)
措置入院非該当 S群	5 (13.9)	8 (21.1)	12 (36.4)	6 (23.1)	10 (27.7)	4 (13.3)	3 (12.5)
措置入院非該当 非S群	7 (19.4)	10 (26.3)	6 (18.1)	9 (34.6)	10 (27.7)	8 (26.7)	7 (29.1)

表3 措置入院期間（平均）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和1年度
S群	2.9か月	2.6か月	1.8か月	1.6か月	0.9か月	1.3か月	1.8か月
非S群	1.3か月	4.4か月※	—	1.5か月	—	1.5か月	1.0か月

※認知症除く：0.2ヶ月

4 その後の経過

措置入院となった14例は、令和2年4月末現在、措置解除が12例、措置継続が2例となっていた。措置解除と

なった者の解除後の状況は、入院形態を変更して入院を継続しているものが9例（医療保護入院5例、任意入院4例）であった。措置入院の期間をみると、S群の入院期間は平均1.8か月（約54日間）で、非S群が平均1.0か月となっており、非S群については、短期の入院で措置症状が消退していることが分かる。

措置継続2例については、いずれもS群で、入院期間は、令和2年4月末現在、平均9.8か月（約294日間）と長期入院になっている。

IV おわりに

鳥取県における措置入院制度の運用状況について分析を行った。今後も継続して分析を行い、適正な運用がなされるよう検討を行っていく。

精神科訪問看護に関するアンケート

鳥取県立精神保健福祉センター
令和2年度

1

精神障がい者の地域生活支援において、精神科訪問看護が果たす役割は重要なものとなっており、精神科医療機関や訪問看護ステーションで展開される精神科訪問看護のさらなる充実が期待されている。

当センターにおいては、平成26年度から毎年、県内の訪問看護事業所及び病院訪問看護部門に対して、精神科訪問看護の現状と課題を把握する目的で、アンケート調査を行っている。

結果については、精神科訪問看護管理者・従事者研修会で報告をしている。

2

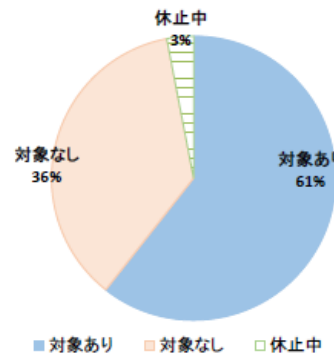
鳥取県内における医療機関8か所及びステーション35か所（自立支援医療指定機関で精神通院医療の指定を受けているもの）、計43か所に対し、令和2年7月1日現在の訪問看護従事者及び利用者の状況等について、郵送でアンケート調査を実施（回答率 95.3%）

	調査回答機関数	精神科訪問看護対象利用者あり
精神科病院	8	8 ※1
訪問看護ステーション	33 ※2	20 ※3

※1 精神科医療機関の訪問看護担当部署は訪問看護室4、外来2、地域連携室2であった
 ※2 このうち1ステーションは休止中
 ※3 訪問看護ステーションは精神科訪問看護基本療養費を算定している場合とした

3

■訪問看護ステーション 精神科訪問看護基本療養費算定対象の有無

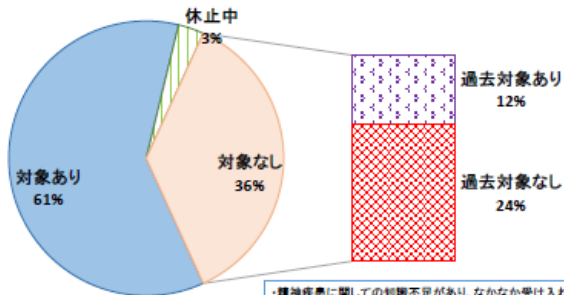


n=33

対象あり	20
対象なし	12
休止中	1

4

■訪問看護ステーション 精神科訪問看護基本療養費算定対象の有無



・精神疾患に関する知識不足があり、なかなか受け入れがでない、精神科看護経験がなく不安。
 ・精神科経験のないスタッフが殆どなので専門性に欠ける。
 ・バックアップ体制が得られにくいと不安。

■ 対象あり □ 休止中 ▨ 過去対象あり ▩ 過去対象なし

5

■訪問看護を行っている職員数及び職種

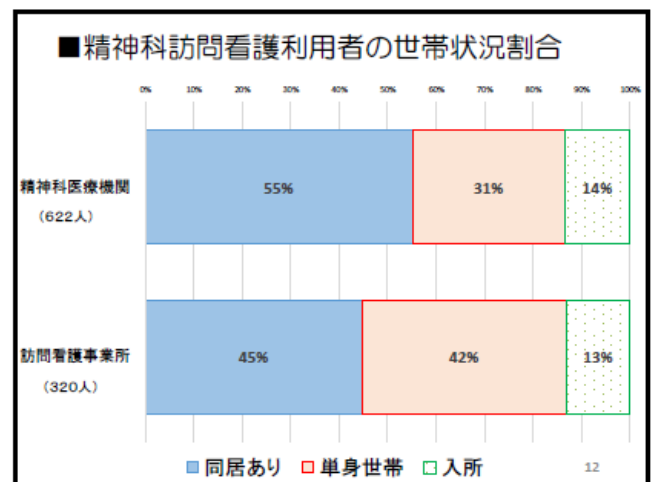
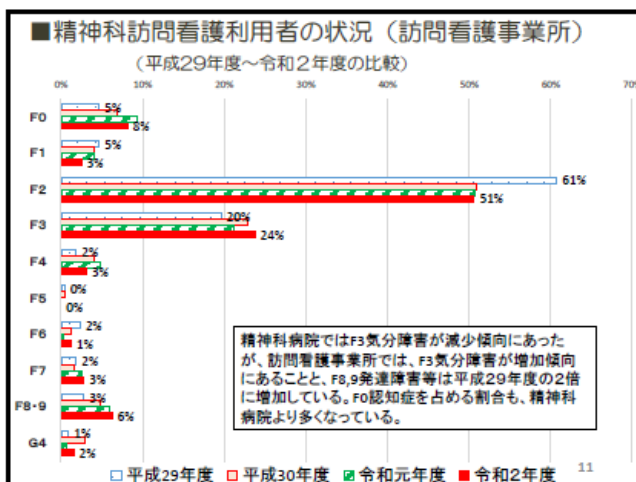
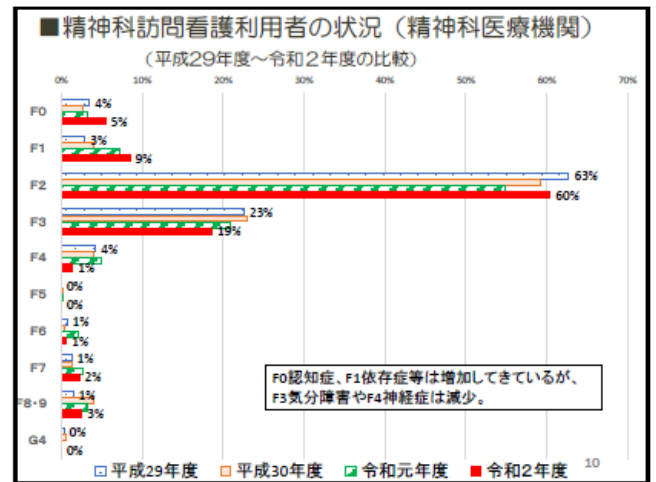
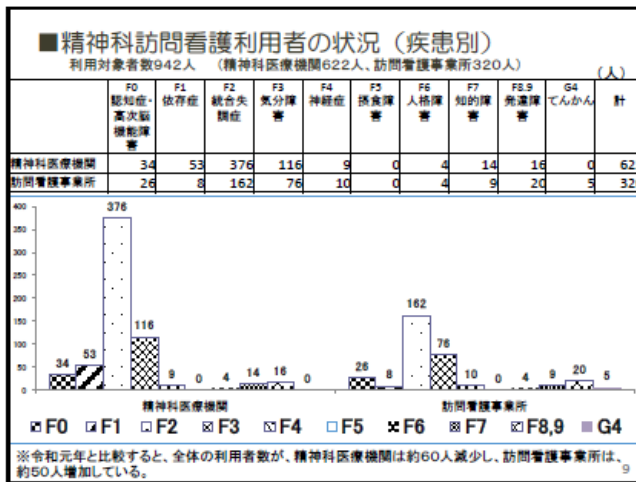
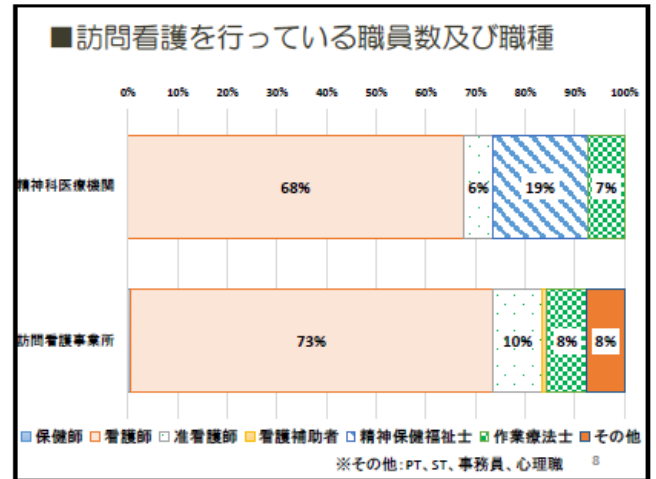
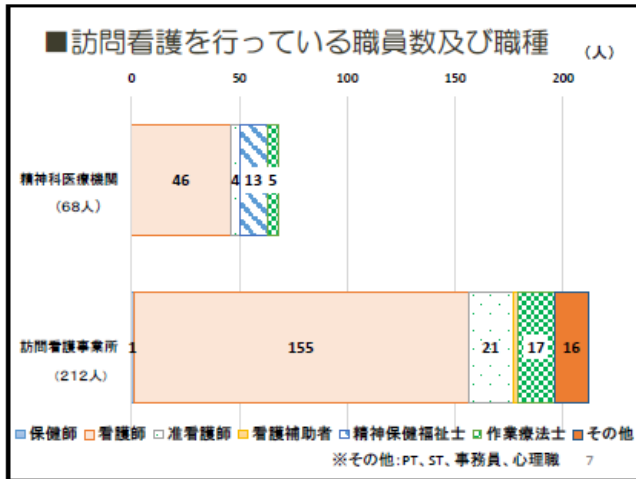
	介護師	管理師	作業療法士	看護師	精神保健福祉士	作業療法士	その他	合計
①精神科医療機関 n=8	0	46	4	0	13	5	0	68
②訪問看護事業所 n=32	1	155	21	2	0	17	(※)16	212
②で「精神科訪問看護の対象者あり」の機関 n=20	1	101	10	2	0	10	5	129

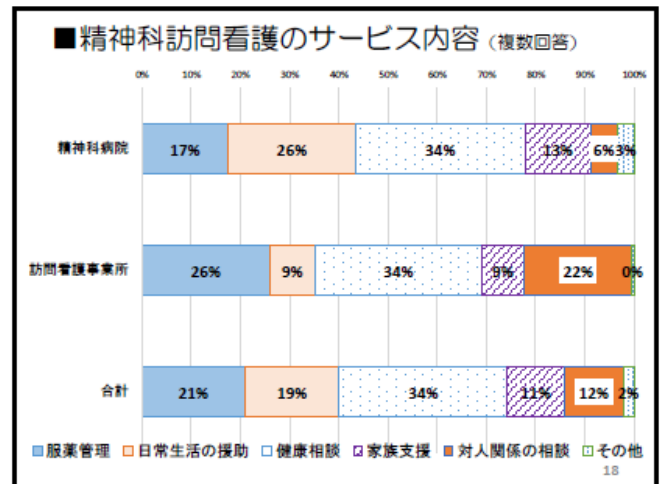
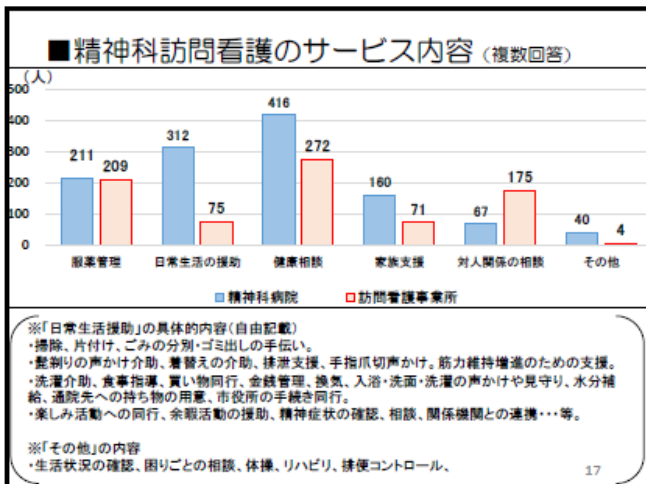
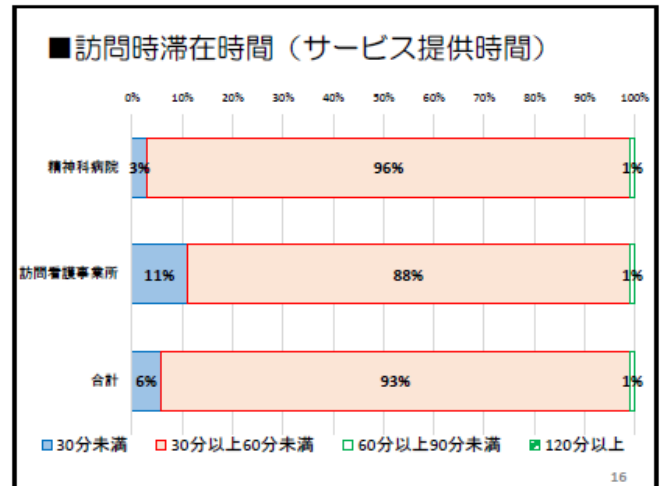
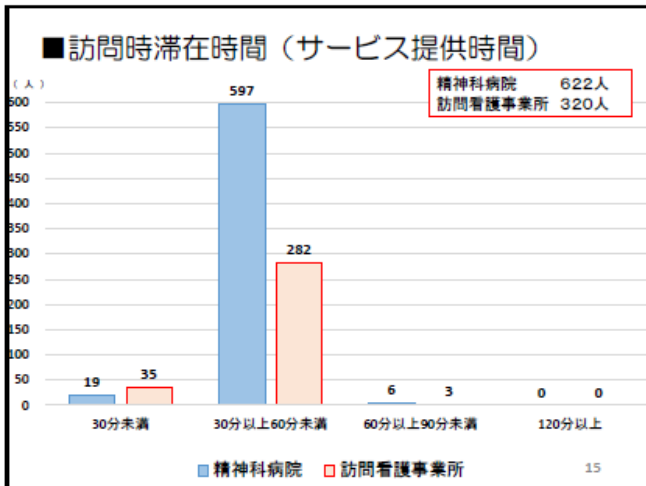
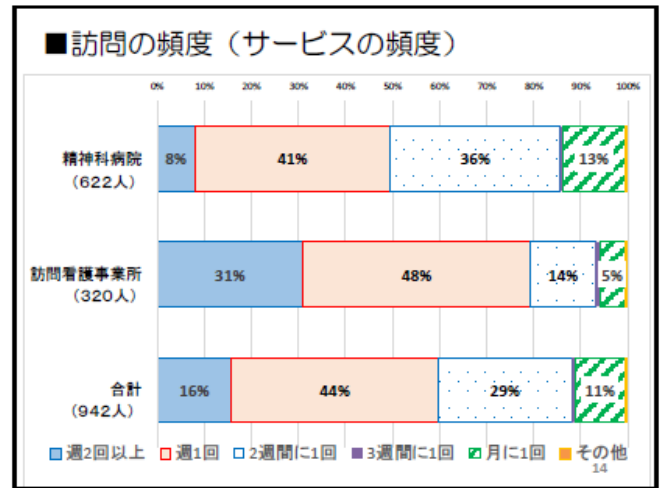
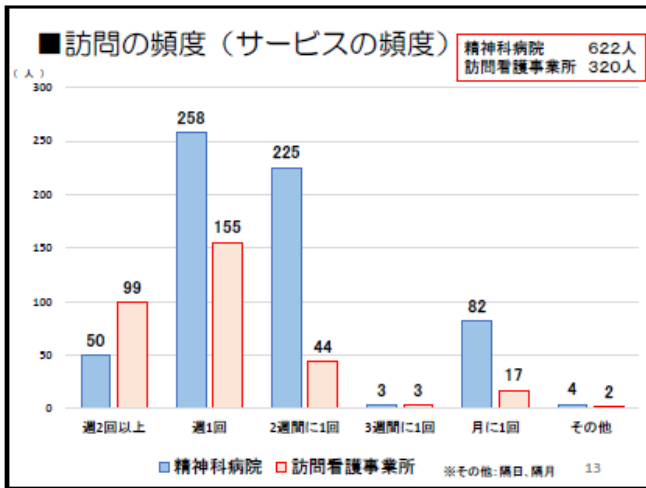
①については、全ての医療機関が「精神科訪問看護対象者あり」 (※)PT、ST、事務員、心理職

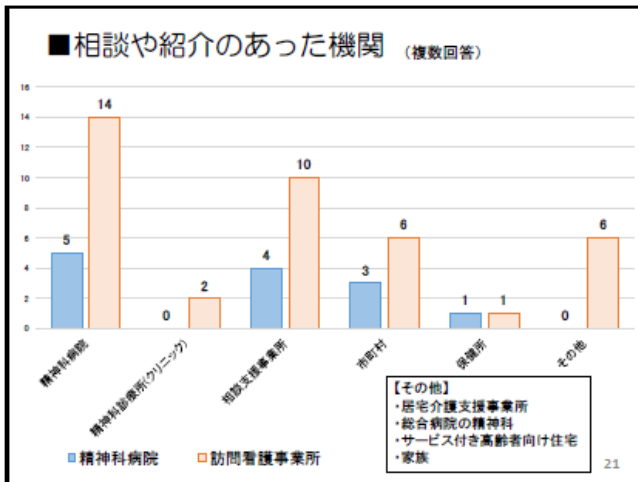
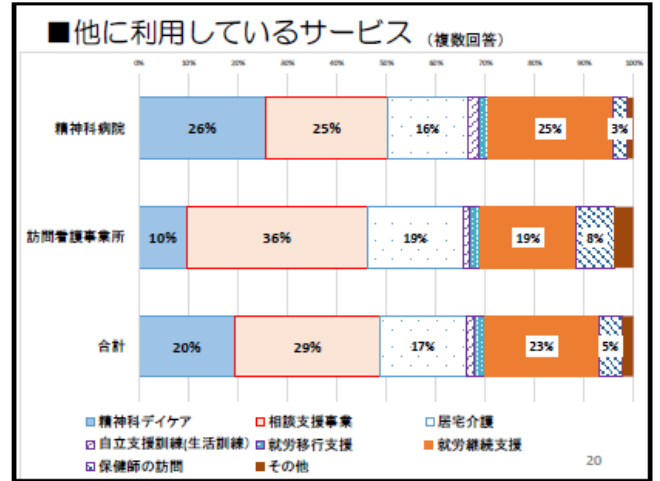
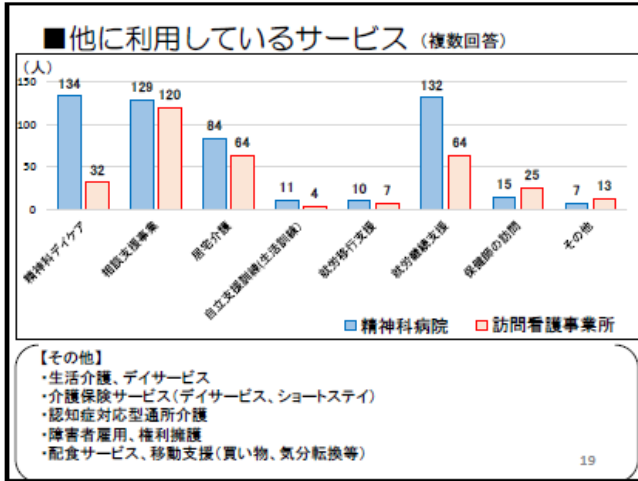
■「精神科訪問看護対象者あり」の機関について

	精神科勤務経験「無」の機関	精神科勤務経験「有」の機関	「有」の機関で精神科勤務経験のある職員数 (人)
精神科医療機関 n=8	0	8	55
訪問看護事業所 n=20	9	11	39

6







■精神科訪問看護を実施する上で課題と感じていること

<主な課題>

- 利用者への対応
 - ・単身世帯、高齢者(認知症)世帯、病状不安定、合併症併発等、対象者の状況は様々、本人の思いを尊重して関わりたいが関係性の構築が難しい。
- 家族への対応
 - ・家族と同居の場合、本人の思いと家族の思い(評価)が一致せず支援の難しさを感じる。
- 関係機関連携
 - ・施設、障害福祉サービス、病院、行政、介護保険関連施設等と情報共有をしているが、専門性の違いから対応の一貫性が保てず苦慮することがある。
- 訪問看護側の体制
 - ・疾病理解とアセスメントに必要な知識や技術の習得、ケアのスキルを身に付けていく必要がある。
 - ・精神科経験のない職員がほとんどのため専門性に欠ける。
 - ・訪問看護事業所内での事例対応の振り返りは行っているが、他部署からのバックアップがないため、困難事例への対応に苦慮することがある。
 - ・訪問看護終了に関する判断が難しい。

……等々の課題がありました。

アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

22

精神保健福祉センター所報
令和2年度実績

発行日 令和3年9月
発行所 鳥取県立精神保健福祉センター
〒680-0901 鳥取市江津 318-1
電 話 (0857)21-3031
ファクシミリ (0857)21-3034